

業務概要

令和7年度



広島県立広島学園

は じ め に

当学園の運営につきまして、関係者の皆様方には、日ごろから深い御理解と多大なる御支援をいただきしております。心から感謝を申し上げます。

さて、近年の在園児童数は概ね 20 名前後（令和 7 年 8 月 1 日現在 14 名）となっています。令和 6 年度に入園した児童の傾向としては、他施設からの措置変更による入所が多くなっています。児童の特性としては、被虐待経験がある児童が 5 割、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、知的障害など発達上の困難を抱える児童についても 8 割となっています。特に、性的問題行動を主訴とする男児の入所は約 5 割で、高い割合となっており、更に個別の支援が必要な児童が増えています。

このように個別により丁寧な支援が必要な児童が増加している実態から、集団生活の中でも個別のニードに応えることができるよう工夫しながら支援を続けています。安心できる環境を提供し、児童が自身の強みに気づき、そのうえで自身の課題解決に前向きに取り組んでいけるよう、広島学園としてさらなる専門性の向上を果たすとともに、措置機関等関係機関との連携も益々充実させていく必要があると考えております。

また、子どもの権利擁護の取り組みとして広島県の子どもの権利擁護事業（アドボケイト）を導入し、毎月 1 回アドボケイト（意見表明支援員）に来園いただき、希望する子どもが面談をしています。当園職員や措置機関職員だけではなく、様々な意見表明の機会を設けることは子どもの権利擁護のために大切であり、取り組みを続けていきます。

平成 27 年度に東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校が学園内に開設されて以降、入所児童の学力は向上し、行事の共同開催により、より充実した経験の場が提供できており、当学園との連携・協働は、円滑に進めることができます。児童は勉強が分かるという実感を得て、進路への興味が芽生えるなど成果が見えています。

今後も児童に様々な学びや経験の場が確保できるように工夫を続けていきたいと思います。

県内唯一の児童自立支援施設として、退園時には児童から「入園して良かった。」と、保護者や関係機関等からは「入園させて良かった。」と言っていただけるような施設であり続けるために、職員一丸となって取り組んでおります。

ここに令和 7 年度版の業務概要を作成いたしました。この概要を通して、当学園の取組や運営方針などに一層の御理解をいただき、今後とも変わらぬ御支援をいただきますようお願い申し上げます。

令和 8 年 1 月

広島県立広島学園園長 川上 誠司

目 次

○はじめに

1 広島学園の概況	
(1) 組織と職員	1
(2) 沿革	3
(3) 敷地・建物配置	4
2 学園の基本方針	
(1) 基本的な考え方	5
(2) 児童自立支援の段階別プログラム	6
3 令和6年度事業実施状況	
(1) 令和6年度を振り返って	7
(2) 年間行事	8
(3) 生活支援	10
令和6年度日課表	11
(4) 学習支援	12
(5) 作業支援	13
(6) 関係機関との連携状況	
ア こども家庭センター・児童相談所との連携	14
イ 家庭裁判所・保護観察所・少年院・少女苑・警察等との連携	14
ウ 原籍校連絡協議会	14
エ 児童自立支援施設協議会	15
オ 中国地区児童自立支援施設協議会専門委員会	15
カ 県こども家庭課、東広島市役所等	16
キ その他	16
(7) 職員研修会等参加状況	17
(8) 施設見学研修生の受け入れ状況	18
(9) 実習生の受け入れ状況	18
(10) 避難訓練等実施状況	19
(11) 治療の状況	20
(12) 心理支援の状況	22
(13) 子供の権利擁護事業（アドボケイト）の実施状況	23
(14) 各会議の開催状況	24
4 統計資料	
(1) 年度別（初日）在籍児童数	26
(2) 入退所児童の状況	26
(3) 支援期間	27
(4) 無断外出の状況	27
(5) 退所後の進路状況	28
(6) 令和6年度アフターケアの状況	28
(7) 令和6年度入所児童市郡別措置状況	28
(8) 令和6年度入所児童の主な養育者	29
(9) 令和6年度入所児童の主な入所理由	29
(10) 令和6年度入所児童の学年状況	29
(11) 令和6年度特別寮（うめ寮）の利用状況	30
学園交通案内図	31

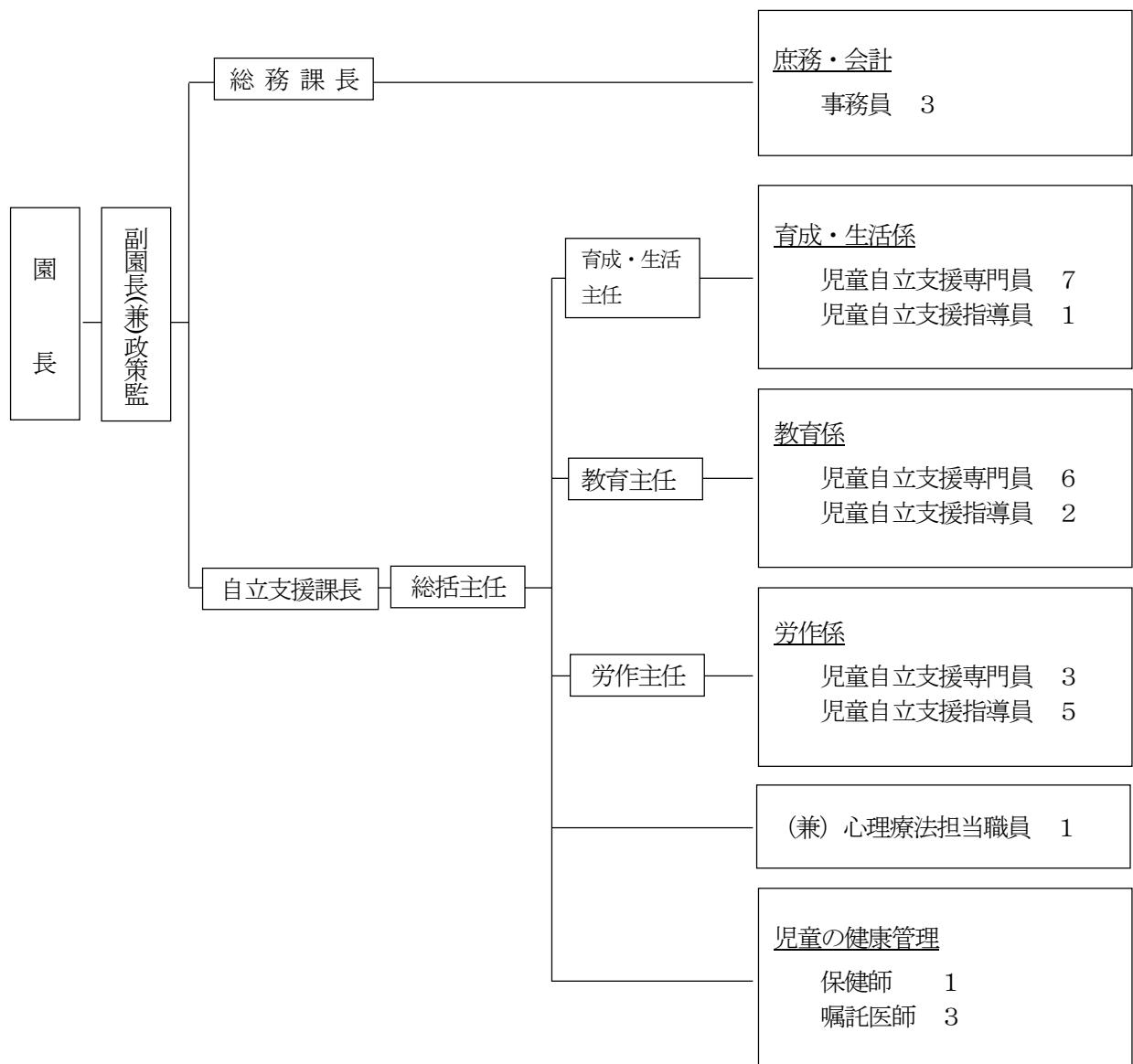
1 広島学園の概況

広島学園は、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設で、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする」施設である。

(1) 組織と職員

① 行政組織

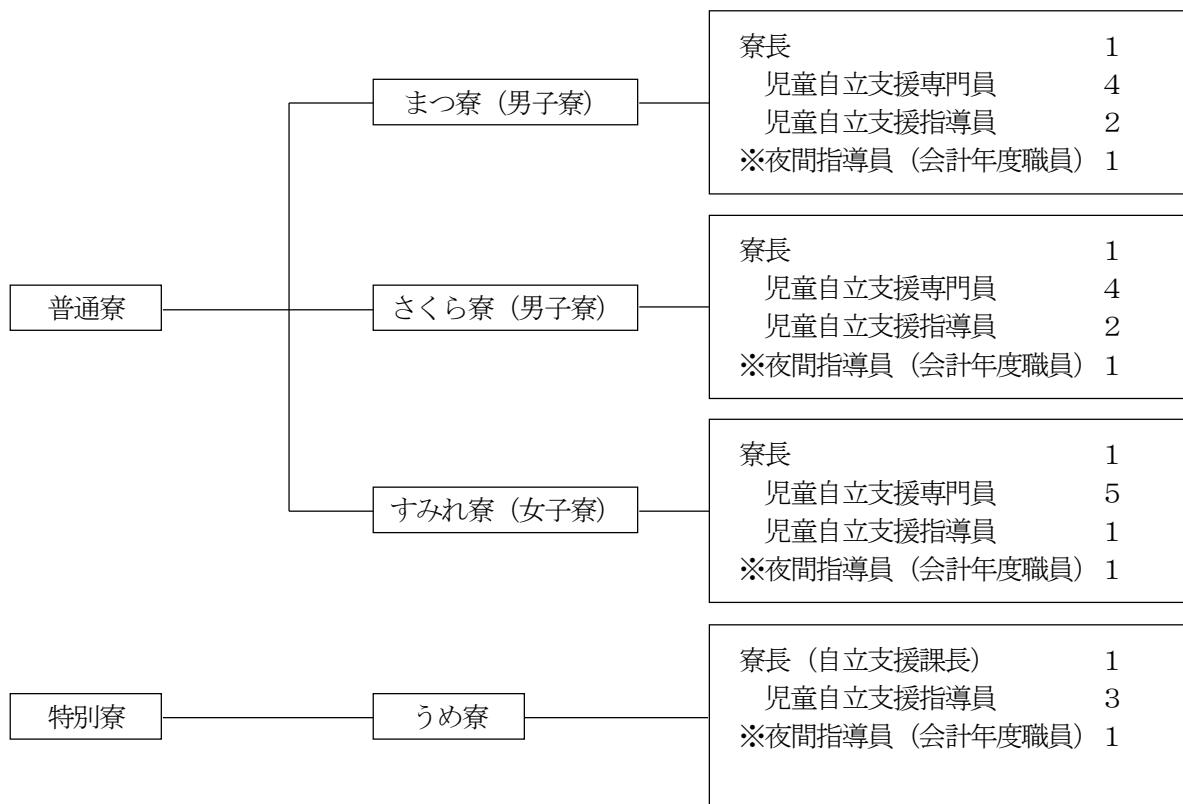
令和7年4月1日現在



(注1) 育成、生活、教育、労作の各主任は、それぞれの係の職員数に含めて計上している。

(注2) 係は課内の担当を定めたもので、行政組織上の係でない。

(注3) 給食業務は、平成20年度から民間委託している。



※夜間指導員は非常勤（月4回程度の勤務）の職員が交替で勤務している。

特別寮は、新入児童のオリエンテーション、園内非行や、節目節目での定期的な振り返りなど、グループから離して個別に支援するための寮として、運営している。

通勤交替制のため、3形態の勤務（普通勤務、早出勤務、遅出勤務）と宿直勤務を行っている。

【 勤務時間 】

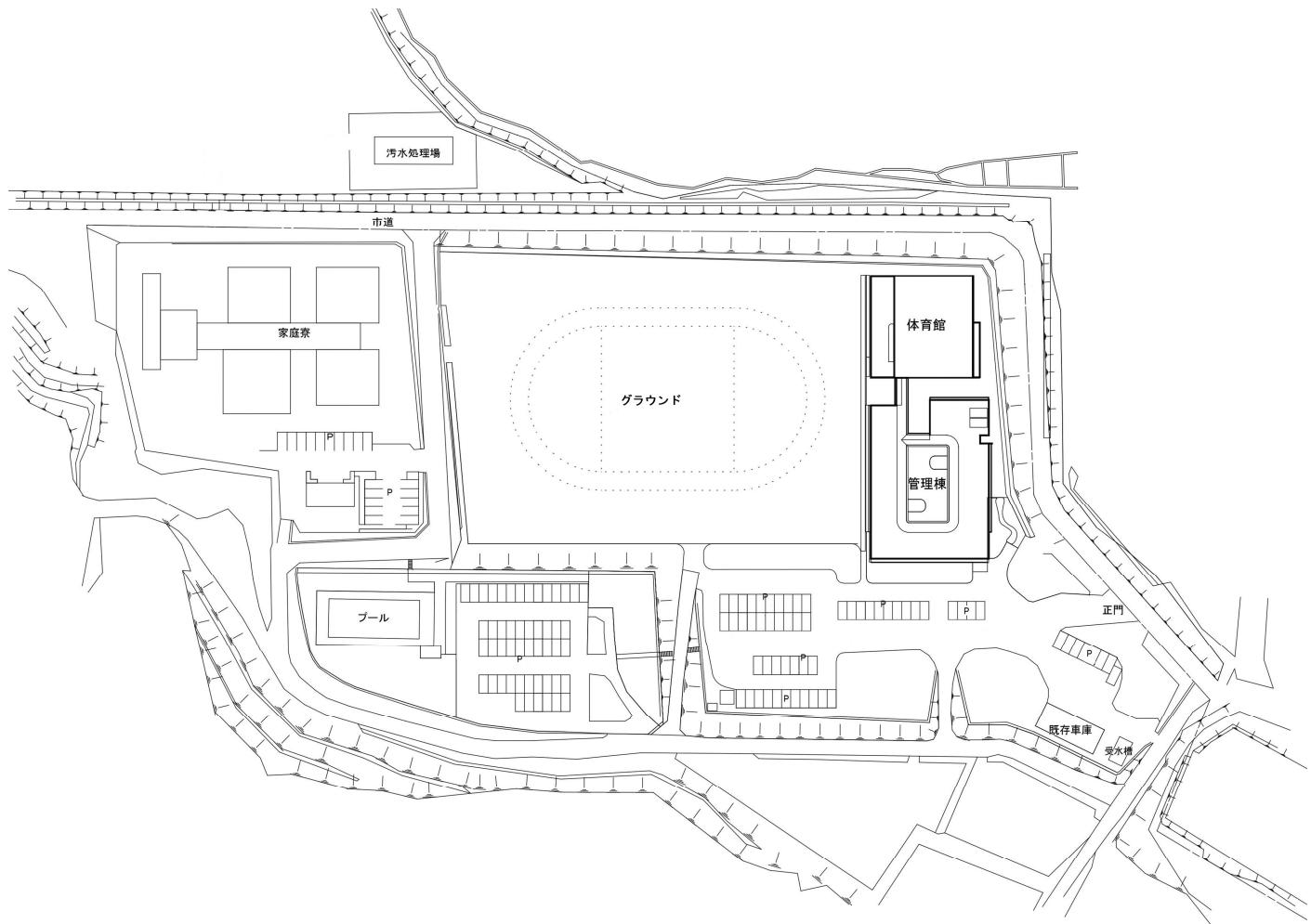
児童自立支援専門員 児童生活支援員	普通勤務	8:30 ~ 17:15
	早出勤務	6:30 ~ 15:15
	遅出勤務(1)	12:15 ~ 21:00
	遅出勤務(2)	13:15 ~ 22:00
児童自立支援指導員 (会計年度職員)	普通勤務(1)	8:30 ~ 15:15
	普通勤務(2)	11:15 ~ 18:00
	早出勤務	6:30 ~ 13:15
	遅出勤務(1)	14:15 ~ 21:00
	遅出勤務(2)	15:15 ~ 22:00
夜間指導員 (会計年度職員)	宿直勤務	22:00 ~ 翌6:30
	宿直勤務	17:15 ~ 翌8:30

(2) 沿革

明 治	32年 7月 5日	浄土真宗本願寺派の宗教家の発起により広島市国泰寺に仮院舎を借り広島感化院として発足。
	41年 1月 28日	広島市尾長町に新築移転。
	41年 7月 11日	広島修養院と改称。
	41年 10月 1日	本県に感化院法が施行され、本県代用感化院に指定。
昭 和	6年 6月 1日	広島県に移管し、広島県立広島学園と改称。
	9年 10月 1日	少年教護法施行により県立少年教護院となる。
	12年 12月 24日	賀茂郡川上村（東広島市八本松町飯田）に新築移転。
	23年 1月 1日	児童福祉法の施行により県立教護院となる。
	46年 8月 30日	賀茂郡八本松町大字原（現在地）に新築移転。
	元年 7月 5日	創立 90 周年記念式典を挙行。
平 成	7年 4月 1日	寮舎全面新築により、小舎夫婦制から中舎通勤交代制に移行。
	10年 4月 1日	児童福祉法の改正により、児童自立支援施設となる。
	11年 11月 1日	創立 100 周年記念「自立の像」を建設。
	27年 3月 27日	新管理棟（校舎）・新体育館の完成。
	27年 4月 1日	東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校の設置（学校教育導入）。
	27年 9月 25日	管理棟前などの駐車場整備、プール改修。



(3) 敷地・建物配置



(施設規模)

■管 理 棟 $2,203 \text{ m}^2$

■体 育 館 846 m^2

■家 庭 寮 $1,698 \text{ m}^2$

■自 立 寮 94 m^2

■農 園 $8,892 \text{ m}^2$

敷地総面積 $116,999 \text{ m}^2$

2 学園の基本方針

(1) 基本的な考え方

◎基本理念 学園訓『愛と誠』 “寄り添い・心を通わせ・諭し・丁寧に育て直す”～『Withの精神』

◎基本方針

◇安定した生活の保障

- ・子どもが安定して生活できる環境を整備し提供することによって、子どもが安心感・安全感などを獲得して自己課題に向き合うことができる。
- ・安定した生活環境を提供するためには、「枠組みのある生活」、「基本的欲求の充足（衣食住の保障）」「温かい雰囲気づくり」「基本的信頼関係の確立」が必要。
- ・規則や日課という構造化された生活（外的な枠組み）の中で、子どもがセルフコントロールする力（内的な枠組み）を育むよう支援を行うことが「枠組みのある生活」ということになるが、規則や日課という外的な枠組みだけに頼らないバランスの良い支援が必要。

◇子どもの権利擁護

- ・子どもの権利擁護の意識を強く持ち、子ども一人一人の人格を尊重した支援を行う。
- ・一方で、児童自立支援施設は、自立支援の目的達成のため、他の施設以上に生活上の制限が必要となることが多い。そのため、その制限が合理的で、権利侵害にあたらないというためには、適切な手続きの確保と、支援内容の検討・見直しを行うことが必要。
- ・いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。
- ・通常支援を丁寧に行い、それでも十分な支援ができない場合には子どもの権利制限を伴う特別支援を実施する。その際にはガイドラインに沿って適切な手続きのもとで客観性・透明性のある支援を行う。
- ・第三者評価の受審及び公表等により、支援の透明性と自らの支援の振り返りを行う。

◇有期有目的の施設として位置づける

- ・概ね1年間の自立支援プログラムにより退園を目指す。子どもの権利に一部制約のある施設であるため、短期集中的に支援を行い、退園後の生活に繋げていく。
- ・入園は「ゴール」ではなく、「退園に向けたスタート」と位置づけ。入園当初から退園を見据えて、段階的プログラムによる支援・指導や地域（保護者、原籍校、警察、医療機関等）との環境調整を行う。
- ・約1年間で本人の入所課題を改善するため、問題となる行動等があった場合には丁寧に取り上げ、自己理解につなげ問題解決力の向上を目指す。

◇アセスメントに基づくオーダーメイドの支援

- ・アセスメントにより個々の子どものニーズを把握し、その子どもにあった自立支援計画を策定し、子どもの問題解決力の向上を目指して支援をしていく。
- ・子どもも克服すべき課題を共有し、納得のうえで支援・指導・特別支援を実施する。
- ・子どもの強みにも着目する。子どもが問題解決へのモチベーションを高めるような支援を行う。
- ・児童相談所（こども家庭センター）、もみじ小中学校とアセスメントを共有し、連携して支援を行う。
- ・支援・指導内容はしっかりと記録する。

◇関係諸機関との連携

- ・児童相談所（こども家庭センター）、学校（もみじ小中学校、原籍校）、家庭裁判所、少年鑑別所、警察、医療機関、療育機関等、関係諸機関や地域との連携維持・連携強化に努める。
- ・児童相談所（こども家庭センター）とは、日常の様子を細やかに共有するとともに、3ヶ月ごとの協議を行い、援助方針の確認・評価と取り組むべき支援内容を共有する。
- ・もみじ小中学校とは、毎日の情報共有、各行事の協同実施など、一体となって支援をする。
- ・地域の支援団体等との交流を深める。

◇家庭との関係維持

- ・入園と同時に退園時、退園後を視野に、家庭（保護者・親権者・監護者）との信頼関係を築き、児童相談所（こども家庭センター）とともに家庭環境調整や必要に応じて地域調整を行う。

(2) 児童自立支援施設の段階的プログラム

広島県立広島学園

令和元年9月 改定

段階	入所期 (自己確認・試行期)	初期 (信頼関係・ 安心安全獲得期)	中期 (自律・適応期)	後期 (自主的・実践・安定期)	退所期 (自立準備期・ アフターケアの確認)
標準経過期間 (所属寮)	特別寮での4日前後の個別支援～ 所属寮での支援～1ヶ月振り返り	～3ヶ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～6ヶ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～9ヶ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～12ヶ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)
【支援の観点】	【安心感・受け入れられ体験】 【スマールステップで 率先垂範】	【担当職員や 寮職員との 安定した関係作り】	【信頼の獲得】	【将来の方向性を 固める】	【見守られている 安心感の中で トライする】
課題と目標	・児童施設の意義、入所の動機づけ「無断外出、暴言暴力、破壊行為の禁止」の説明 ・自分の感情(怒り、不満、不安等)を整理し、課題に気付く	・入所前までの誤った行動傾向が再発する ・課題を意識させて行動に移させる	・役割や日課を当然としてこなし、やり通す ・課題変容過程を評価し再修正する	・自信と目標を持って生活する ・課題の改善点の維持・継続を意識させる	・退所後の生活を意識した生活をおくる ・自分自身で感情をコントロールする
具体的 到達レベル	・規則、生活日課を覚えて、生活のリズムを身につける ・挨拶、返事、報告活動の仕方を覚え、日誌や報告活動で、自分の気持ちの伝え方、気持ちの整理をしていく方法を教える ・指示、注意、助言を受け入れる耐性をつける ・入所前の行動を振り返り、改善点を大まかに覚知する ・1ヶ月間の目標設定をする	・明るく大きな声で返事や挨拶ができる ・注意や指導を受け入れて改めようとする ・これまでの対人関係について考える ・忘れ物をせず身の周りの整理整頓ができる	・苦しいこと、嫌なことでも手を抜かない ・自分の役割(係)を理解し、自主的に行う ・弱い子や年少児を威嚇したり、いじめず生活できる ・自己改善目標を設定し、実現に向けて努力する	・自己改善目標を設定し、実現に向けて努力する ・難しい課題であっても、投げ出さずに挑戦する ・色々な活動に自然体で参加できる ・チャンスがあっても、非行(ルール違反)をしない ・将来を見通した課題を自ら設定し、定期的に見直す	・帰宅訓練等で浮き彫りになった課題を改善するために取り組む ・様々な負担のかかる取り組みに挑戦し、くじけない ・安定した気持ちで生活がおくれる ・将来を見通した課題を自ら設定し、定期的に見直すことができる
支援内容	・入所後、早期に「児童自立支援計画表」案を作成する(ケースの見立てと関係機関との役割分担等) ・入所1ヶ月後に、児童との協議 ・原籍校との連絡調整は、併設学校と通じて行う(転校手続き、年2回の原籍校連絡協議会への参加等)	・原則、入所1ヶ月間は面会と園外行事には参加しない ・保護者宛に、児童が書いた手紙を、毎月、家庭通信として送付する ・保護者、家庭、原籍校等との面会は、児童とも協議して実施する	・1、3、6、9ヶ月に特別寮で振り返りを実施する ※小学生や、短期間でも振り返りが必要と判断すれば、毎月、振り返りを実施する場合がある	・宿泊面会、許可外泊(帰省・帰宅訓練)を計画的に実施する ※親子・きょうだい、親族等との関係修復が必要なケースは、児童との協議の上で実施する	・退所後、元の生活に戻らないための方策を具体化させる ※退所前に特別寮での個別支援を実施する ・退所前に要保護児童対策地域協議会、警察等との関係者会議を実施し、地域の理解と協力を求める

*あくまで目安であって、個々の児童の状況に応じて、各段階の長短はある。特別寮は、振り返り・個別支援等にと多目的に使用する。

*性問題のある児童に対しては、児童の生活が安定してから、措置機関か当学園で個別プログラムを実施する。

3 令和6年度事業実施状況

(1) 令和6年度を振り返って

【 入所児童の傾向 】

令和6年度は、男子9人の入所がありました。

入所経路について3人が家庭裁判所の審判でした。性的問題行動を理由とした入所は67%、被虐待経験のある児童は89%、何らかの障害があつたり疑われる児童は78%となっています。児童養護施設入所経験のある児童は4名(44%)で、入所児童の約半数となっています。

ここ最近は、性問題行動、発達上の障害(知的障害・自閉スペクトラム症・ADHD・愛着障害など)や被虐待経験がある児童、児童養護施設からの措置変更による入園が増加しています。

【 主な年間の活動 】

(部活動)

春から夏にかけて男子は野球、女子はバレーボール、秋から冬は男女とも陸上に取り組みました。

男子は、夏の中国少年野球大会で1勝1敗1分けで3位となりました。優勝したチームと引き分けるなど、最後まで諦めることなく、大きな声を出し続け、周囲に感動を与えてくれました。

女子は児童が3名であったため職員との混合チームで中国女子児童バレーボール大会に出場しました。オープン参加のため順位はつきませんでしたが、3勝1敗、児童と職員と力を合わせて全力プレーで戦いました。

中国地区駅伝マラソン大会では、駅伝の部では、総合4位でした。1区、2区は区間賞を取ることができました。マラソン小学生の部は優勝と3位でした。ほとんどの児童が自己ベストを更新し、最後まで諦めない姿や個々の成長を見ることができました。

(園内行事等)

秋から春に開催時期を変更したふれあい運動会や文化活動発表会は、併設学校との共催行事として実施し、保護者、関係者、地域の方々等、多くの参加により、盛会のうちに終えることができました。

また、東広島マツダ会、東広島更生保護女性会、東広島ライオンズクラブ、東広島BBS(大学生のボランティア)、広島学園育成会など様々な団体様から、職業体験(講和や職場見学)、花植え、クリスマス会、餅つき大会、長期休暇時のレクレーション行事など各種行事の開催や、図書等の寄贈など広範囲のご支援をいただきしております。

(園外行事等)

例年冬期に2泊3日で実施してきた大山スキーコースに代わり、令和6年度からは大山エリアで酪農体験や乗馬、散策等をする体験合宿を行うことになり、6月に実施しました。大自然の中で貴重な体験をするとともに、これまで身に付けた規範意識をもって行動することができました。10月の平和学習では、平和記念公園を散策、被爆者による被爆体験講話を聴き、平和の尊さについて学びました。

(その他)

アドボケイト事業によるこどもの意見表明への取り組みは月1回継続しています。児童は外部の意見表明支援員に話を聞いていただく機会を得て、セルフアドボカシーの実現へ向け取り組んでいます。

【 退所児童の状況 】

令和6年度の退所児童は15人で、在園期間の平均は1年4か月でした。15人のうち、他の施設へ入所(措置変更)したのは7人でした。

(2) 年間行事

学園の児童は、生育過程における生活体験が乏しく、発達段階に応じて体得しておくべき生活習慣や社会常識が身についておらず、また、感情表現の稚拙さのために対人関係に問題を持つ傾向が強い。このような状況を踏まえ、次のような目的を持って各種行事を行っている。

- ・行事を通して、協力し成し遂げる喜びを味わう。
- ・文化的、体育的行事を通して社会性を身につける。
- ・社会見学を通して正しい職業観を養う。

4月 認証式・前期始業式・身体測定、全国学力・学習状況調査(小6・中3:国・算・数・英)
全国学力テスト(中3)、避難訓練(火災避難)、厚生保護女性会との花の植付け
眼科検診(中1)、内科検診

5月 ゴールデンウィーク日課(グランドゴルフ大会、寮炊飯)、歯科検診、避難訓練(地震・火災)
社会福祉協議会による体験学習(アイマスク体験、ブラインドウォーク)
園内の梅の実の収穫(梅シロップ作り)、ふれあい運動会

(福祉体験学習)



(ふれあい運動会)



6月 サッカー観戦(Jリーグ)、鳥取県の大山での宿泊体験、漢字検定、前期中間試験
原籍校連絡協議会、地域一斉清掃、避難訓練(火災、家庭寮)、心肺蘇生法講習(AED)

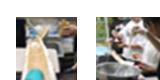
(宿泊体験)



7月 いじめアンケート、第一回進路講演会、漢字検定、収穫祭(カレー作り)
避難訓練(火災)、授業・生活アンケート、前期前半終了式
第69回中国少年野球大会(島根県) (中国地区野球大会)



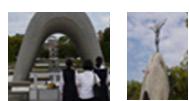
8月 平和学習(原爆の日(広島・長崎)、終戦記念日)、竹細工づくり、避難訓練(地震、火災)
BBSによるサマーレクリエーション、トムミルクファームへの寮別外出、星空鑑賞(天体観測)
そうめん流し、前期後半開始式 (そうめん流し)



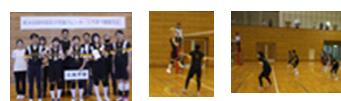
9月 前期期末試験、避難訓練(地震)

10月 性教育講座、平和学習(平和記念公園、被爆体験講話)、前期終了式、三者懇談
中国地区女子児童バレー大会(鳥取県)、後期始業式、避難訓練(地震)
第2回進路講演会(工場見学)、漢字検定、BBSによるレクリエーション、身体測定

(平和学習)



(バレー大会)



11月 更生保護女性会との花の植え付け、中国地区児童駅伝・マラソン大会（岡山県）
内科検診、歯科検診、高齢者疑似体験講座、文化活動発表会、四者懇談会（中3）
避難訓練（スモーク体験、水消化器体験）

（中国地区駅伝・マラソン大会）



（文化活動発表会）



12月 原籍校連絡協議会、園内・校内駅伝大会、いじめアンケート、収穫祭、避難訓練（火災）
マツダ会とのクリスマス会、後期前半修了式、BBSのクリスマス会、園内クリスマス
東広島ライオンズクラブとの餅つき、門松づくり

（園内・校内駅伝大会）



1月 後期後半開始式、後期期末試験・実力テスト（中3生）、いじめアンケート
避難訓練（地震、火災）、身体測定、漢字検定、薬物乱用防止教室

2月 梅見茶会、とんど行事、後期期末試験（中1・2年）、避難訓練（地震）
公立高校入試試験（選抜II）

（お茶会）



（とんど行事）



3月 犯罪防止教室・交通安全教室、避難訓練（火災）、第3回進路講演会
公立高校入試試験（選抜III）修了式・離退任式

(3) 生活支援

【基本的な考え方】

様々な問題を抱えて、入園してくる児童の自立支援を図るため、次の3点に留意しながら生活支援にあたっている。

① 安心・安全な生活を保障する

園内において安全で安心できる生活を送り、職員とともに自己課題に向き合う環境を提供するため、次のことを念頭に支援する。

- ・様々な外部環境から児童を守るための「枠組みのある生活」
- ・暴力などの危険のない生活
- ・基本的欲求の充足（衣食住の保障）
- ・温かい雰囲気づくり
- ・基本的信頼関係の確立

また、園内の生活だけではなく、児童の情感を育むための体験の場が必要であり、「(2) 年間行事」のとおり、季節感に富んだ行事を実施している。

② 基本的な生活習慣を習得する

生活に必要な知識技術を身に着けさせるとともに、対人関係におけるマナーも習得させる。

③ 不適応パターンから適応的パターンへの変容を促す

言葉によるコミュニケーション等の表現力の乏しさを解消するため、児童は、毎日、日誌作成に加えて、職員との対話の機会を設けている。

日課表

平	日	土曜・日曜・祝祭日
6:45 起床	きょうこう 朝会	7:30 起床 (配膳寮は7:15)
洗面 健康観察	せんめん けんこうかんさつ	洗面 健康観察
掃除	そうじ	掃除
7:30 配膳	はいぜん	7:45 配膳
7:45 朝食	ちょうしょく	8:00 朝食
はみがき 登校準備	とうこうじゅんび	はみがき 朝読書
8:30 登校	とうこう	掃除 (土曜日は大掃除)
(登校後は学校の日課で生活します)		み まわ せいり 身の回りの整理
12:00 下校	げこう	がくしゅう りょうかつどう さぎょう 学習 寮活動 (作業など)
12:20 配膳	はいぜん	12:20 配膳
12:35 昼食	ちゅうしょく	12:35 昼食
はみがき 登校準備	とうこうじゅんび	はみがき 自由時間
13:15 登校	とうこう	14:15 クラブ活動
15:15 下校	げこう	
洗濯 身の回りの整理	せんたく み まわ せいり	17:00 帰寮
15:45 クラブ活動	かつどう	せんたく み まわ せいり 洗濯 身の回りの整理
17:15 帰寮	きりょう	じゅうじかん 自由時間
洗濯 身の回りの整理	せんたく み まわ せいり	17:45 配膳
17:45 配膳	はいぜん	18:00 夕食
18:00 夕食	ゆうしょく	はみがき 学習準備など
はみがき 学習準備など	がくしゅうじゅんび	18:40 学習 入浴 (※)
18:40 学習 入浴 (※)	がくしゅう にゅうよく	18:40 学習 入浴 (※)
19:50 日誌	にっし	19:50 日誌
20:45 夕会	ゆうかい	20:45 夕会
21:00 おやつ 自由時間	じゅうじかん	21:00 おやつ 自由時間
21:40 就寝準備・消灯	しゅうしんじゅんび しょうとう	21:40 就寝準備・消灯
※ 配膳寮は、夕食後食堂掃除がある ため、18:50から学習スタート	はいぜんりょう ゆうしょくごしょくどう そうじ ため がくしゅう	※ 配膳寮は、夕食後食堂掃除がある ため がくしゅう

(4) 学習支援

平成27年度より、学校教育が導入され、児童は東広島市立もみじ小学校、もみじ中学校（以下「併設学校」という）にて授業を受けている。

【併設学校における取組方針】

① はじめに

在籍する児童の多くは、望ましい生活習慣や学習習慣が身に付いておらず、小学校や中学校1年生の基礎的・基本的学習内容が定着していない子どもも少なくありません。積み重ねを必要とする数学や英語で最も顕著な状況がみられます。また、大人や同年代から愛され大事にされる経験が乏しく、大人不信から情緒的に不安定な子どもや協調性に乏しい子どもが多い状況がみられます。

このような実態から、本校の教育目標を「自らを律し、自ら行動する人間の育成～自律と自立～」とし、「児童が再び原籍校に復帰できるようにすること」、「将来、地域社会に生きる一人の人間として必要な資質を育み、自立して社会生活を営むことができるようになること」を目標に、教育活動を行っています。在籍する児童の個別状況については、学習の到達度における格差は大きく、入園に伴う転入学も隨時あることから、授業は複数の教員による少人数指導を原則としています。

② 重点目標

- (1) 確かな学力の定着
- (2) 社会に通用する児童の育成
- (3) 学園や原籍校との連携の充実

③ 具体的取組み

- (1) 教育活動の推進に当たって、TT（チームティーチング）による指導を積極的に取り入れ、個に応じたきめ細やかな指導を行う。
- (2) 学年別学級編成での授業を基本に、1単位時間を45分で行う。年間授業時数については、学習指導要領に定められた「年間授業時数表」を基本として実施する。そのために、標準時数の10/9（1.11倍）の時間数を確保する。
- (3) 各教科は「本時のねらい」を示し、学習意欲を高めるとともに、各教科における基礎的・基本的事項の習得をめざす。
- (4) 総合的な学習の時間では、広島学園の活動の一つの柱である労作活動を考慮した「環境」と「福祉」「職業・将来」を三つの学習課題として、学園との連携のもとに指導する。
- (5) 道徳教育は、自己を見つめ、互いの良さを認めあう中で、「人としての生き方」について自覚を深めさせ、主体的な道徳的実践力を身に付けさせる。
- (6) 特別活動は、望ましい集団活動を通じて、自主的・自発的活動を促し、主体的に実践する態度を育てるとともに、自己を伸ばそうとする態度の育成を図る。
- (7) 部活動は、男子は野球と陸上に、女子はバレーと陸上に取り組む。なお、中学校体育連盟には加入せず、自立支援施設等の大会への参加（大会によっては学校名を使って参加）を主とし、指導や引率については学校と学園が共同で行う。

【学園と併設学校の連携】

- (1) 新入児童時に、併設学校で作成した学力診断テストを行い、児童の学力を把握する。
- (2) 新入生が初登校から1週間程度経た段階で、併設学校教諭と連携会議を持ち、学力や授業の様子、支援内容などを確認する。
- (3) 必要に応じ、寮職員と併設学校教諭とで個別のケース会議を実施する。

(5) 作業支援

① 労作教育の意義

働くことは、人間の基本的 requirement であり、人は働くことによって生きがいを感じる。

また、人は働くことによって社会的人間となる。働く体験を通して、将来、健全な社会生活や職業生活を営むのに必要な態度や行動、勤労の習慣や精神、安全意識を高め、職業上の一般的な知識などを児童は身につけることになる。

② 指導のねらい

都市部を中心として、自然と触れ合う機会や実体験の少ない子どもが増えている状況の中で、実際に農業体験・環境整備体験や作業体験を行い、自然に触れ合うことによって、「食」や「農業」「環境」の問題を身近に感じさせたい。

また、環境を維持することの意義、健康や命の尊さについて考えるきっかけとしていきたい。

以上のことと踏まえたうえで作業指導を行ない、児童一人ひとりが、次のことを体得できるように努める。

- (ア) 表情を豊かに、自然を愛する心を培い、情緒の安定を図る。
- (イ) 働くことに興味を持ち、持続することによって、達成感や成就感を味わわせる。
- (ウ) 心身を鍛錬し、体力や思考力・持続力・忍耐力・応用力などを身につける。
- (エ) 責任を持って役割を遂行させる。力を合わせて働くことで協働の精神を培う。
- (オ) 繼続する力を身につける。季節感や自然環境の変化に興味を持たせる。
- (カ) 用具を用いたりする際、安全を考慮した行動を身に付ける。

③ 指導内容

- (ア) 環境美化 … 本館掃除、寮掃除、地域清掃、施設内除草、その他
- (イ) 農作業 … 農園作業、その他
- (ウ) 園芸作業 … 花壇の手入れ、その他
- (エ) 樹木管理 … 植栽、摘果、除草、施肥、その他

④ 作業の時間帯

毎週、総合的な学習として活動自体を授業のカリキュラムに組み込んでいる。また、生活日課の中では、土日の午前に1時間から1時間半程度の労作活動を設けている。

それ以外にも、個別支援として別日課を設け自由に時間を設定するなど作物を育て収穫することの喜びを体験させている。

⑤ 指導上の留意点

- (ア) 各種農機具やその他の道具を使わせ、その名称及び適切な使用方法を習得させる。危険を伴う農具については、取り扱いと安全確保について細かく説明をし、安全な使い方を習得させる。
- (イ) 児童の作業態度、作業適性や意欲の状態を観察し、子どもの個性や作業への興味などを見出し、それを援助する。
- (ウ) 責任を持って作業を遂行させ、作業時間の使い方や作業効率などについて工夫させる。
- (エ) 作業中の他の児童たちとの協力関係を考えさせる。

(6) 関係機関との連携状況

ア こども家庭センター・児童相談所との連携

(ア) こども家庭センター・児童相談所面接、処遇協議

児童の定期的な振り返りの時期に合わせて、各児童個別に概ね3ヶ月ごとにこども家庭センター・児童相談所と協議している。

また、これとは別に児童が入所して1か月経過した時に、こども家庭センター・児童相談所の児童担当者に来園してもらい処遇協議をして自立支援計画を策定している。

(イ) こども家庭センター・児童相談所等との連絡会議

相互の情報交換や児童の処遇全体にかかわる意見の調整を行うことにより、連携を緊密にし、業務を円滑に推進する目的で広島学園において年1回以上実施している。構成員はこども家庭センター・児童相談所職員、広島学園職員、こども家庭課担当職員であり、各機関から出された議案について協議、情報交換を行っている。

(ウ) 「こども家庭センター・広島学園」所(園)長、次長、総務担当課長会議

県こども家庭センターと広島学園、こども家庭課、障害者支援課の長や総務課長などが、懸案事項の協議や情報交換を年に2回行っている。令和6年8月19日に実施し、2回目は令和7年3月25日に実施した。

イ 家庭裁判所・保護観察所・少年院・少女苑・警察等との連携

月 日	関 係 先	会 議 名 等
令和6年7月5日	広島家庭裁判所	令和6年度少年関係機関等との連絡協議会
令和6年11月26日	広島少年院	公開研究授業
令和6年10月31日 ～11月1日	貴船原少女苑	交流研修（参加）
令和7年2月5日	広島少年鑑別所	地域援助推進協議会

ウ 原籍校連絡協議会

入園児童の原籍校に併設学校及び学園の取組についての理解を深めてもらい、あわせて児童一人ひとりの今後の支援や進路などについての協議を行うことを目的に、毎年2回実施。

最初に全体連絡協議で併設学校のカリキュラムや進路等にかかわる全体説明を行う。その後、原籍校の教員と併設学校の担任及び当学園の児童担当者とで個別協議をし、各寮に移って児童・原籍校教員による面接を実施。

○令和6年度の実施状況

前期 6月26日(水) 13:30～16:00
後期 12月4日(水) 13:30～16:00

前期の連絡会は、併設学校の取組や手続き等の説明と学園生活の理解を原籍校に働きかけた。

後期は、併設学校での学習指導の状況、進路指導および籍の移動について説明し、原籍校に協力を依頼した。また、中学3年生については、11月の文化活動発表会の際に四者懇談を実施し、後期の原

籍校連絡協議会では進路についてより詳細な協議を実施した。

連絡会のほか、運動会、文化活動発表会等の学園行事の際に来園していただき、その都度、連絡・協議・面会の機会を設けている。また、これとは別に定期的な面会も実施している。

エ 児童自立支援施設協議会

全国及び地区ブロックごとに定例の会議が開かれ、国への要望や当面の課題についての協議と情報交換を行っている。

会議名等	月日	場所
中国地区児童自立支援施設 施設長・指導課長研究協議会	4月18日～19日	鳥取県
全国児童自立支援施設 施設長会議	6月20日～21日	埼玉県
中国四国地区児童自立支援施設 施設長・庶務主任研究協議会	9月12日～13日	鳥取県
全国職員研修会	9月25日～9月27日	大阪市
中国四国地区児童自立支援施設職員研修会	12月18日～19日	香川県

オ 中国地区児童自立支援施設協議会専門委員会

会議テーマ等	月日	場所
1 令和6年度専門委員長の選出 2 近況報告 3 令和6年度のテーマについて ・ アセスメント研修～支援プランにつなげるアセスメントシートの作成～ ・ 全児協との協働、多機能化・高機能化について ・ 権利擁護の取り組みについて ・ 性教育の取り組みについて	5月10日～11日	岡山県
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 児童自立支援施設併設校における、性教育の取り組み	9月6日～7日	広島県
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 児童権利擁護について (施設のルールに関する資料の更新)	10月11日～12日	山口県
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 児童権利擁護について (施設のルールに関する資料の更新)	12月6日～7日	島根県

会議テーマ等	月日	場所
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 児童権利擁護について（施設のルールに関する資料の更新） 4 中児協発刊について 5 来年度の第一回岡山開催の日程について	2月14日～15日	鳥取県

カ 県こども家庭課、東広島市役所等

(ア) 地方機関所長会議

令和6年4月10日（水）オンラインで開催された。

(イ) 広島学園・もみじ小学校・もみじ中学校運営推進協議会

令和6年11月12日（火）開催。

キ その他

(ア) 広島学園育成会役員会・総会

令和6年5月10日、広島学園において開催された。

(イ) 広島県児童養護施設協議会との連絡調整会

毎年度2回開催されており、児童養護施設との情報交換を行っている。

第1回：令和6年7月19日（金）

第2回：令和6年12月13日（金）

(7) 職員研修会等参加状況

	研修会名	期日	場所	参加者
1	【広島学園職員研修】			
	・新任者職員研修	4/1、4/2	学園	新任者
	・自立支援施設の運営ビジョン	4/3	学園	全職員
	・アフターケアについて	10/2	学園	全職員
	・被措置児童等虐待、個人情報の送受について	10/9	学園	全職員
	・事例検討	10/23	学園	全職員
	・発達障害児童への対応	10/30	学園	全職員
	・感染症対策	12/11	学園	感染症研修未受講者
	・支援、指導のむずかしい子の理解と対応	1/22	学園	全職員
	・無断外出検索研修	4/24	学園、近隣	当日勤務者
	・性問題行動再発防止プログラム研修	月1回	学園	管理職職員 心理療法担当職員 寮担当者等
	・人権問題研修	2/5	学園	全職員
2	【こども家庭センター等研修】			
	・児童福祉司任用前講習会		西部こども家庭センター等	1名
3	【全児協・中四国児協関連】			
	・中国地区施設長・指導課長研究協議会	4/18、4/19	鳥取県立喜多原学園	園長、自立支援課長
	・全国児童自立支援施設長会議並びに社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	6/20、6/21	埼玉県立埼玉学園	園長
	・中国四国地区児童自立支援施設職員研修会	12/18、12/19	香川県立斯道学園	1名
	・中国地区専門委員会	各施設で1回開催 (1泊2日)	岡山県	1名 (広島開催時は複数名参加)
			広島県	
			山口県	
			島根県	
			鳥取県	
4	その他研修			
	包括的に暴力を予防・防止するプログラムトレーナー養成研修	①9/30～10/1 ②10/31～11/1	岡山	1名
	性被害支援	7/22、23	大阪	1名

(8) 施設見学研修生の受け入れ状況

NO	期日	見 学 研 修 者	人数 (人)	合計 (人)
1	令和6年7月26日	広島文教大学	8	8
2	令和6年10月29日	庄原地区保護司会・更生保護女性会	10	10
3	令和6年11月13日 ～15日	大分県立二豊学園	3	3
4	令和6年11月29日	岡山県水島警察署少年警察協助員連絡会会員 岡山県水島警察署生活安全課	33	33
5	令和6年12月3日	NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知	1	1
6	令和6年12月5日	全国自立援助ホーム協議会 四国ブロック	20	20

(9) 実習生の受け入れ状況

期 間	施 設 名	内 容	日数	人員	延人員
令和6年6月18日～6月28日	広島国際大学	臨床心理地域援助学実習	10日	2名	20名

※「広島県保健福祉関係学生実習受入実施要綱」が定められており、時期、人数等については、広島県健康福祉局健康福祉総務課が窓口となって全体を取りまとめ、実習を受け入れる機関と調整している。

(10) 避難訓練等実施状況

実施日	想定	訓練内容	参加児童職員数	合計
4月28日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	24人	
5月14日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	35人	
6月23日	地震発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	27人	
7月16日	地震・火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	33人	
8月18日	火災発生（夜間）	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	26人	
10月10日	他国からのミサイル発射によるJアラートが発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	38人	
10月20日	地震発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	27人	
11月28日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練 消火訓練 スマーケ避難訓練	34人	
12月8日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	28人	
1月14日	地震・火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	31人	
2月23日	地震発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	27人	
3月5日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送、通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	34人	

12回実施
364人

(11) 治療の状況

ア 令和6年度児童生徒医療機関受診表 (延数)

診療科目	外科・整形外科	耳鼻咽喉科	内科・小児科	眼科	皮膚科	泌尿器科	歯科	精神科・心療内科	婦人科	内科検診・歯科検診	予防接種	入院	その他	合計
4月	6	7	5	20	1	0	2	10	0	16	0	0	0	67
5月	4	4	1	6	0	0	5	19	0	15	0	23	1	78
6月	2	1	3	1	3	0	1	10	0	0	4	51	0	76
7月	1	4	0	6	2	0	5	9	0	0	3	53	0	83
8月	1	2	3	1	5	0	4	12	0	0	7	30	0	65
9月	0	1	3	2	2	0	0	14	0	0	4	30	0	56
10月	0	2	2	2	7	0	6	17	0	0	4	31	0	71
11月	0	1	2	3	3	0	2	14	0	34	19	25	0	103
12月	3	2	3	3	1	0	4	17	0	0	0	49	0	82
1月	0	3	5	4	6	1	0	17	0	0	0	61	0	97
2月	2	1	3	1	3	0	4	12	0	0	2	56	0	84
3月	0	6	0	1	8	0	1	13	0	0	7	41	0	77
計	19	34	30	50	41	1	34	164	0	65	50	450	1	939
主な疾患	骨折・捻挫・打撲・腰痛・膝痛等 アレルギー性鼻炎・外耳炎・中耳炎・学校主体の耳鼻科 検診等	痛・腹痛・咳嗽等 発熱・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・頭 白癰・尋常性疣贅・汗疹・ざそう等 アレルギー性結膜炎・霰粒腫・視力検査・学校主体の眼 科検診等	陰部湿疹等	乳歯抜歯・う歯・歯石除去等	発達障害・A D H D ・A S D 等	嘱託偉・学校医、嘱託歯科医・学校歯科医による検診 定期(D T、日本脳炎等)任意(インフルエンザ、麻疹・風疹、D T、日本脳炎、おたふくかぜ、水痘等)	精神科病院 もみじ中学校主体の心電図検査							

イ 令和6年度保健室処置表（延数）

処置項目	合計																
	その他（衛生材料・市販薬の配布等）	健康相談	視力検査	聴力検査	入園時健康調査	検尿（糖・蛋白・潜血）検便（腸内細菌）	身体測定（定期・不定期）	心の相談（不定愁訴・イライラ等）	感染症系対応（健康観察等）	耳鼻咽喉系対応（鼻汁・鼻閉・耳鳴等）	眼科系対応（充血・眼痛等）	消化器系対応（おう吐・下痢・便秘等）	口腔・歯科系対応（口内炎・歯痛等）	内科系対応（発熱・頭痛・乗物酔い等）	皮膚系対応（発疹・虫刺され等）	外科系対応（外傷・打撲・筋肉痛等）	
4月	0	1	1	0	0	0	0	0	15	1	17	17	15	7	24	98	
5月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5	5	15	
6月	1	1	14	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6	10	37
7月	12	2	13	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	5	4	38
8月	0	1	13	0	1	0	0	0	0	16	0	2	0	0	5	0	38
9月	0	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4	4	16
10月	1	0	7	1	0	1	0	0	0	11	1	0	0	0	5	4	31
11月	0	0	11	1	0	1	0	0	0	6	1	3	0	0	6	1	30
12月	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	24
1月	2	1	0	0	0	0	0	1	0	16	0	0	0	0	15	4	39
2月	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	7	7	20
3月	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	4	12
計.	19	9	65	2	5	3	1	1	0	65	9	32	17	15	75	80	398
備考										もみじ小・中学校実施分も含む		検査機関で実施		もみじ小・中学校実施分も含む	もみじ小・中学校実施分も含む		

(12) 心理支援の状況

はじめに

令和6年度末（令和7年3月1日）時点で、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、知的障害など器質的な疾患や障害を抱える児童が95.0%、被虐待経験のある児童が70.0%を占めている。そのため生活に困難を来たし、精神科通院や服薬をしている児童が85.0%に上る。

また、性問題行動をきっかけに入所した児童が60.0%おり、措置機関と協力して「性問題行動再発防止プログラム」を個別に実施している。

以上のことから児童支援において様々な配慮や工夫、適切な助言を行えるよう、また個別の心理面接を安定的に行えるよう、平成24年度から専任の心理療法担当職員を配置している。

ア 目的 ①対象児童の非行の背景にある問題を理解し、不適応行動の改善を図るとともに心理学的立場から職員に必要な助言を行う。

②性問題行動を主訴に入所した児童に対して心理治療教育を行う。

イ 対象 児童自立支援施設に入所する児童は相当の不適応が予測されるため、心理支援は全員に必要である。また、そのような児童が集団生活をする中で起こす様々な問題に対処し、寮を運営する職員のためにコンサルテーションは欠かせない。

ウ 内容 ① 心理療法

- ② 心理面接（アセスメントを目的とする）
- ③ 生活場面面接
- ④ 施設職員等への助言及び指導
- ⑤ 会議への出席（受理会議・援助方針会議・園内カンファレンスなど）
- ⑥ 他機関連携（児童相談所、学校、医療機関、児童福祉施設、家庭等）

エ 実施状況

令和6年度心理支援内容別件数

年度	心理療法 心理面接	心理検査	生活場面 面接	施設職員等 への助言及 び指導	援助方針会 議等への出 席	他機関連携	合計
6	231	0	46	68	69	94	508

(13) 子供の権利擁護事業（アドボケイト）の実施状況

ア 経緯

令和4年の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、子供の権利擁護の観点から、当事者である子供の意見を踏まえた支援を実現するため、「意見表明支援員（アドボケイト）が子供の立場になって意見を聞き、代弁するといった、子供の意見形成や意見表明を支援する仕組み」として広島県子供の権利擁護事業を令和5年10月より広島学園に導入した。

イ 実施方法

(ア) 実施日時

月1回 第3水曜日 15:10～16:10

(イ) 実施方法

- ・ アドボケイト派遣センター広島から派遣されたアドボケイト2名が来園し、希望した児童1人ずつと面談を行う。
- ・ 児童が意見表明を希望した場合は、園内アドボケイト担当（副園長）に説明がある。意見表明を希望しない場合はアドボケイトが聞き取るのみで終了する。
- ・ 意見表明を受けた場合は、園内で対応を検討し、後日、児童に回答する。

ウ 実施状況

令和6年度アドボケイト実施件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加児童	5	1	2	3	2	2	1	2	1	1	1	1	22
意見表明	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5

(14) 各会議の開催状況

① 全体職員会議

- ・職員間で情報伝達や意見交換を行うことによって、児童自立支援業務をより効果的、円滑に実施することを目的とする。
- ・園長が主宰し、副園長が進行する。
- ・勤務している全職員で構成する（各寮で児童処遇に当る職員を除く。）。
- ・必要に応じて開催する。

② 主任会議（ポスト主任会議）

- ・広島学園の業務で、全体的に連絡及び調整等を必要とする諸問題について協議するとともに、入所児童の生活状況の共有と支援方針を確認する。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当、各寮長、育成主任、教育主任、労作主任、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・毎週水曜日の午前中を開催する。

③ 寮長会議

- ・児童処遇や寮運営について、寮間で標準化を図るなど安定した寮運営を行うことを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・自立支援課長、総括主任・心理療法担当、各寮長で構成する。必要に応じて、園長、副園長、副寮長が参加する。
- ・水曜日のポスト主任会議終了後、必要に応じて開催する。

④ 寮会議

- ・児童の処遇方針や寮運営について話し合い、内容によっては、係会議やポスト主任会議に諮って決定する。また、ポスト主任会議や係会議の決定事項を伝達する。
- ・寮長が主宰・進行する。
- ・寮職員で構成する。必要に応じて、園長、副園長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当が参加する。
- ・毎週水曜日に開催する。

⑤ 係会議（育成・生活係、教育係、労作係）

- ・行事や業務の実施方針等について話し合い、内容によってはポスト主任会議や寮会議に諮って決定する。また、ポスト主任会議や寮会議の決定事項を伝達する。
- ・各主任が主宰・進行し、係の職員で構成する。
- ・毎週水曜日に開催する。

⑥ 受理会議

- ・入園打診があったケースについて、学園・各寮の状況を考慮しながら入園の適否や時期、及び受け入れ寮について協議することを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長・総括主任・心理療法担当、各寮長、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・必要に応じて随時開催する。

⑦ 援助方針会議

- ・入園中の児童について、指導内容や方針等について協議することを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰し、総括主任が進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当、各寮長・副寮長（1名）、寮担当者、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・必要に応じて随時開催する。

⑧ 園内カンファレンス

- ・アセスメントをもとに、自立支援計画を定めることを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰し、総括主任が進行する。
- ・園長、副園長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当、担当寮長、寮担当者で構成する。
- ・定例の振り返り（3. 6. 9. 12 ケ月、その後3ヶ月毎）を終えた後に速やかに実施する。

⑨ 職員朝会

- ・児童の状況や健康状態・注意事項、当日の流れ、職員の動きなどの報告・連絡・相談・確認を行い、もみじ小・中学校との情報の共有と連携を目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当、各寮担当職員、もみじ小・中学校長、教頭、教諭で構成する。
- ・毎朝（平日）午前8時半から自立支援課職員室で開催する。

⑩ 暮会

- ・本館授業での児童の様子や取組について、報告・連絡・相談・確認を行い、もみじ小・中学校との情報の共有と連携を行う。
- ・もみじ小・中学校の教頭が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、自立支援課長、総括主任・心理療法担当、各寮担当職員、もみじ小・中学校長、教頭、教諭で構成する。
- ・平日の午後3時15分から自立支援課職員室で開催する。

⑪ 保健委員会

- ・児童の健康に関する諸問題について、協議、検討するとともに、児童の個々の身体状況を把握することにより、適正な健康管理を行うことを目的とする。
- ・園長が招集し、主催する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、寮長、及び総務課保健担当者で構成する。
- ・原則として年2回開催する。

⑫ 給食委員会

- ・児童の食事に関する諸問題について、学園と給食業務受託者が協議、検討を行い、児童の健康で規則正しい食生活習慣を身に付けさせることを目的とする。
- ・園長が招集し、主催する。
- ・（学園）：園長、副園長、総務課長、自立支援課長、各主任、総務課給食担当者
(受託者)：受託者の代表、栄養士、給食業務責任者、給食業務従事者で構成する。
- ・原則として年2回（学期毎に1回）開催する。

⑬ 給食会議

- ・児童の食事に関して、学園と給食業務受託者が協議、検討を行い、より良い食事を提供することを目的とする。
- ・総務課長が招集し、主催する。
- ・（学園）：総務課長、自立支援課長、生活主任、総務課給食担当者
(給食業務受託者)：受託者の担当者、栄養士、給食業務責任者で構成する。
- ・原則として毎月開催する。

4 統計資料

(1) 年度別(初日)在籍児童数

(単位:人)

年度 月	28	29	30	31-元	R2	R3	R4	R5	R6
4月	22 (6)	14 (2)	18 (3)	13 (5)	17 (5)	19 (4)	16 (3)	12 (2)	15 (5)
5月	23 (6)	12 (2)	18 (3)	13 (4)	17 (4)	20 (4)	12 (0)	12 (2)	16 (5)
6月	25 (6)	12 (2)	17 (3)	14 (4)	18 (4)	19 (5)	12 (0)	14 (1)	17 (5)
7月	24 (6)	15 (3)	18 (3)	14 (4)	15 (5)	20 (5)	13 (0)	15 (2)	18 (5)
8月	21 (4)	15 (3)	20 (3)	18 (4)	18 (5)	20 (5)	15 (0)	16 (2)	19 (5)
9月	20 (4)	17 (4)	21 (4)	16 (4)	20 (5)	21 (5)	14 (0)	15 (3)	16 (4)
10月	22 (4)	18 (4)	20 (4)	17 (5)	21 (5)	20 (5)	15 (1)	16 (3)	14 (4)
11月	22 (4)	20 (4)	21 (5)	19 (5)	22 (5)	22 (6)	15 (1)	17 (4)	18 (4)
12月	22 (4)	19 (4)	21 (5)	17 (5)	22 (5)	23 (6)	16 (1)	17 (4)	19 (4)
1月	21 (4)	21 (4)	22 (5)	18 (6)	21 (5)	22 (5)	14 (1)	17 (5)	18 (4)
2月	21 (4)	22 (4)	21 (5)	20 (6)	21 (5)	22 (5)	16 (1)	19 (5)	18 (4)
3月	22 (5)	24 (5)	21 (5)	22 (7)	22 (5)	20 (4)	18 (2)	20 (5)	19 (4)

(注) () 内は女子で内数

(2) 入退所児童の状況

(単位:人)

年度 区分	28	29	30	31-元	R2	R3	R4	R5	R6
入園	10	14	9	16	16	12	13	14	9
退園	18	10	13	13	14	12	15	11	15

(3) 支援期間

(単位 : 人)

年度 処遇期間	28	29	30	31-元	R2	R3	R4	R5	R6
1年未満	2	1	2	4	6	1	3	2	3
1年以上2年未満	13	5	8	6	6	9	11	9	11
2年以上3年未満	3	4	3	3	2	2	1	0	1
3年以上4年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年以上5年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18	10	13	13	14	12	15	11	15
平均	1年 6ヶ月	1年 6ヶ月	1年 7ヶ月	1年 4ヶ月	1年 2ヶ月	1年 7ヶ月	1年 2ヶ月	1年 1ヶ月	1年 4ヶ月

(注) 退園時の年度で計上している。

(4) 無断外出の状況

(単位 : 人)

年度	28		29		30		31-元		R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1

(5) 退所後の進路状況

(単位 : 人)

年度 項目	28	29	30	31-元	R2	R3	R4	R5	R6
就 職	2	0	0	0	0	0	0	0	0
全 日 制 高 校	9	5	6	5	3	1	7	2	(4)
定 時 制 高 校(就職)	1	1	1	0	0	0	0	0	0
通 信 制 高 校(就職)	2	0	0	1	0	0	0	0	1
強 制 引 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 裁 送 致	0	0	0	0	0	1	0	0	0
復 学	1	2	5	7	6	5	4	3	7
措 置 変 更	1	3	1	0	5	4	2	5	7
各 種 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	0	0	0	0	1	2	1	0
計	18	11	13	13	14	12	15	11	15

(注) () 内は合格後に措置変更

(6) 令和6年度アフターケアの状況

(単位 : 件)

電話	家庭訪問	学校訪問	施設訪問	会議参加	週末支援	来園	その他	計
480	4	3	14	3	26	4	0	534

(7) 令和6年度入所児童市郡別措置状況

(単位 : 人)

区 分	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	郡部	他県	計
男 子	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	9
女 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	9

(8) 令和6年度入所児童の主な養育者

(単位:人)

区分	実父母	実父のみ	実母のみ	継(養)母のみ	継(養)父のみ	実母継(養)父	実父継(養)母	合計
男子	2	0	5	0	0	2	0	9
女子	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	8	0	0	2	0	9

(9) 令和6年度入所児童の主な入所理由

(単位:人)

区分	盗み		恐喝	傷害	校内暴力	家庭内暴力	ガス・シンナー吸引	家出・外泊・浮浪	金品持出	怠学	わいせつ・性非行	異常行動・乱暴・放火	施設からの措置変更(内数)	その他	計
	オートバイ・自転車	その他													
男子	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	2	(2)	1	9
女子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	2	(2)	1	9

(10) 令和6年度入所児童の学年状況

(単位:人)

学年区分	小學生	中学生			高校生	中卒	計
		1	2	3			
男子	4	1	2	2	0	0	9
女子	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	9

(11) 令和6年度 うめ寮の利用状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

利用児	理由	期間	日数
A	1-②	4/13～4/14	2
B	1-①	4/15～4/18	4
C	1-②	4/19～4/21	3
A	1-②	4/23～4/24	2
D	1-②	4/26～4/27	2
E	1-②	5/2～5/4	3
F	1-②	5/10～5/12	3
B	1-②	5/13～5/14	2
G	2-②	5/15～5/15	1
E	1-②	5/19～5/20	2
I	1-②	5/28～5/29	2
J	1-②	5/31～6/1	2
K	1-①	6/10～6/15	6
L	1-②	6/16～6/17	2
B	2-②	6/23～6/23	1
M	2-②	6/29～6/29	1
N	1-②	6/30～7/2	3
O	2-⑤	7/7～7/7	1
K	1-②	7/14～7/16	3
P	1-②	7/16～7/17	2
G	1-④	7/22～7/26	5
D	1-②	7/26～7/27	2
P	2-②	7/28～7/28	1
Q	1-①	7/29～8/2	5
G	1-⑥	8/3～8/6	4
L	1-②	8/6～8/6	1
J	1-②	8/15～8/16	2
C	1-④	8/19～8/21	3
R	1-①	8/27～8/30	4
D	1-②	8/31～8/31	1
R	1-②	9/3～9/6	4
Q	1-②	9/6～9/8	3
F	2-②	9/15～9/15	1
S	1-①	9/30～10/3	4
K	1-②	10/5～10/6	2
A	2-②	10/7～10/7	1
T	2-⑤	10/7～10/7	1
N	1-②	10/11～10/13	3
B	1-②	10/25～10/26	2
D	1-②	10/26～10/27	2
A	2-③	11/1～11/1	1
A	1-②	11/2～11/3	2
C	1-②	11/4～11/4	1
L	1-②	11/10～11/10	1
A	2-③	11/15～11/15	1
P	2-②	11/17～11/17	1

(理由欄の摘要)

- 1 特別指導 ①新入 ②定期振り返り ③園内非行 ④反省 ⑤退園前 ⑥その他
 2 その他 ①感染症による隔離 ②保護者面会 ③関係機関等面接 ④一時保護委託 ⑤その他

利用児	理由	期間	日数
M	1-⑥	11/25～11/29	5
L	1-②	11/29～11/30	2
U	1-②	12/5～12/6	2
R	1-②	12/10～12/10	1
L	1-②	12/11～12/11	1
D	1-②	12/14～12/14	1
K	1-②	12/18～12/18	1
D	1-②	12/22～12/22	1
A	2-③	12/25～12/25	1
U	2-②	12/28～12/28	1
D	1-④	12/29～12/29	1
U	1-②	1/10～1/10	1
K	2-②	1/12～1/12	1
Q	1-②	1/17～1/18	2
C	1-⑥	1/20～1/22	3
B	2-⑤	1/29～1/29	1
D	1-②	2/1～2/2	2
A	1-②	2/7～2/8	2
V	1-①	2/12～2/15	4
R	1-②	2/28～2/28	1
W	1-①	3/3～3/6	4
P	2-⑤	3/8～3/8	1
J	1-⑤	3/23～3/25	3
D	1-⑤	3/26～3/28	3

実利用児数 23人
 利用回数 70回
 延利用日数 150日

交通案内図

